

第 40 回

大阪市都市景観委員会

議 事 録

日	時	平成 2 6 年 8 月 2 9 日（金） 午前 9 時 3 0 分
場	所	大阪市役所 屋上階(P1) 共通会議室

大阪市都市景観委員会（第40回）

1. 開催日時 平成26年8月29日（金）午前9時30分～11時06分

2. 開催場所 大阪市役所 屋上階（P1） 共通会議室

3. 出席者

（1）委員（敬称略）

委員長	澤	木	昌	典
委員長代理	嘉	名	光	市
委員	岩	田	三	千
			子	
	下	村	泰	彦
	高	崎	邦	子
	田	中	み	さ
			子	
	中	嶋	節	子
	橋	寺	知	子
	福	田	知	弘

（2）市側

横	山	建設局管理部路政課長
岸	本	東淀川区企画調整課長

事務局（都市計画局）	川	田	都市計画局長
	安	藤	開発調整部長
	山	田	開発調整部都市景観担当課長
	中	西	開発調整部都市景観担当課長代理
	松	崎	開発調整部開発誘導課 担当係長
	大	中	開発調整部開発誘導課 係員
	松	村	開発調整部開発誘導課 係員

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

（1）都市景観資源について

- ・ 都市景観資源の登録について
- ・ 東淀川区の都市景観資源候補について

(報告)

- ・ 建築美観誘導路線におけるデジタルサイネージ（電子看板）等のあり方について（案）
- ・ 建築美観誘導事前協議要領改正（案）及び建築美観誘導路線におけるデジタルサイネージ等設置要綱（案）の概要について

3 閉 会

〔配付資料〕

- ・ 資料 1－1 都市景観資源の登録について
- ・ 資料 1－2 都市景観資源登録までの流れ
- ・ 資料 1－3 東淀川区の都市景観資源候補について（募集概要と結果）
- ・ 資料 1－4－1 東淀川区の都市景観資源 評価シート〔委員限り資料〕
- ・ 資料 1－4－2 東淀川区の都市景観資源 個別カルテ〔委員限り資料〕
- ・ 資料 1－4－3 東淀川区の都市景観資源 現地写真
- ・ 資料 1－5 東淀川区の都市景観資源候補について（審査対象物件（案））
〔委員限り資料〕
- ・ 資料 1－6 平成 26 年度都市景観資源にかかるスケジュール
- ・ 資料 2－1 建築美観誘導路線におけるデジタルサイネージ（電子看板）等の
あり方について（案）
- ・ 資料 2－2 建築美観誘導事前協議要領の改正（案）及び建築美観誘導路線に
おけるデジタルサイネージ等設置要綱（案）の制定の概要

5. 議事の概要

○山田都市景観担当課長

定刻より早いですけれども、全員お揃いですので、ただいまより、第 40 回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます、都市計画局都市景観担当課長、山田でございます。よろしくお願いします。

報道機関の方に申し上げます。議事開始前までに限りまして、会場内の写真撮影、録音、録画を認めます。議論中につきましては、写真撮影、録画、録音等はできませんので、撮影等をされる場合はただいまの間をお願いいたします。携帯電話は、電源を切るかマナー

モードに設定し、審議の妨げにならないよう御協力をよろしくお願いいたします。

本日の都市景観委員会につきましては、委員11名中9名の方に御出席をいただいております。本委員会の開会に当たりまして、今年度最初ということもございますので、川田都市計画局長より、一言御挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○川田都市計画局長

おはようございます。都市計画局長の川田でございます。

今日は大変お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。今年度最初ということで、一言御挨拶申し上げます。

御承知のように我々、都市計画局は大阪のまちづくりを担うということで、非常に重い責任を負った部局かと思っております。大阪、関西が、国際競争力をつけて、日本の国家戦略の牽引役として、どういう役割が果たせるか、そういう観点からのまちづくりも一つの柱になりますが、地域の環境という面で見ますと、自律的で個性のあるまちづくりというのも非常に求められておりますし、多様な方々に参画していただいて、界隈性の魅力あるまちづくりを進めていただいていることに関して、我々も非常に感謝しており、地域特性を生かしたまちづくりも支援していきたいと思っております。

こういった前者の、国際競争力、将来の国家戦略的に大阪をどうしていくかといった観点からは、大阪の都心部を中心に付加価値の高いまちをつくりたいという中で、幅広い意味での景観というのが非常に重要だと、私どもは考えております。

それで、先ほどの、地域のまちづくりということでは、今日の議題にもありますけれども、従来から進めてきております、都市景観資源の登録等を活用して地域のまちづくりを支援していくことが非常に大事だと考えております。

今日は、都市景観資源の議論に合わせて、昨年5回にわたって当委員会で御検討いただきました、美観誘導路線におけるデジタルサイネージ等のあり方について、この6月末から7月末にかけてパブリックコメントを実施いたしましたので、その結果と最終的に策定する要綱（案）などについて御議論いただきたいと思いますと思っております。

また、今年度の後半からは、都市景観のあり方検討ということで、特に制度発足から30年以上経過しております建築美観誘導制度を含めて、少し幅広く今後の本市の景観施策のあり方について、この委員会で御議論いただきたいと思いますと考えております。

いずれにしても、皆様方の忌憚ない御意見をいただき、景観施策に取り入れていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山田都市景観担当課長

川田局長ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。1枚目の表題の資料に基づいて確認させていただきます。まず、配付資料ですが、議題の都市景観資源についてということで、資料の1-1から1-2、1-3、1-4-1・2・3、1-5、1-6という形になっております。それから、報告案件につきましては、建築美観誘導路線におけるデジタルサイネージのあり方についてということで、資料2-1建築美観誘導路線におけるデジタルサイネージ（電子看板）等のあり方について（案）と資料2-2が建築美観誘導事前協議要領の改正（案）及び建築美観誘導路線におけるデジタルサイネージ等設置要綱（案）の制定の概要となっております。

皆さん、揃っておりますでしょうか。

その中で、資料の1-4-1と1-4-2、1-5につきましては、個人情報等が含まれているため、委員限り資料という形にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

それでは、これからの議事進行につきましては、澤木委員長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○澤木委員長

皆さん、おはようございます。早朝からお集まりいただきありがとうございます。

まず、議事に入ります前に、本委員会の運営要綱3の（3）に基づきまして、議事録署名人を御指名させていただきたいと思っておりますけれども、本日は、下村委員と高崎委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして、議題に入りたいと思います。本日は、議題としては1件、都市景観資源についてということで、東淀川区の都市景観資源候補について、御審議いただきますけれども、これは、昨年度募集が実施されまして、今年度登録を予定しているものでございます。今後現地調査を予定しております物件を紹介をいたさんとともに、候補について不適格な部分がないかを審議いただくことになります。

それから、もう一件、報告案件ですけれども、こちらにつきましては、昨年度、当委員会で御検討いただきまして答申をしました。建築美観誘導路線におけるデジタルサイネージ（電子看板）等のあり方についてということで、これにつきましては、6月30日から7月31日、約1カ月間をかけてパブリックコメントが実施されておりますので、その報

告と実際の実施に向けての改正及び制定予定の建築美観誘導事前協議要領の改正（案）及び建築美観誘導路線におけるデジタルサイネージ等設置要綱（案）の概要について、報告をいただくことになっております。

一応、予定は１１時半までを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題でございます、都市景観資源について、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、都市景観資源につきまして、資料に沿って説明させていただきます。座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料１－１をご覧ください。最初に、都市景観資源の定義について、書かせていただいております。

市民等に親しまれ、かつ、良好な都市景観の形成上の価値を有すると認められる建築物等、樹木等の有体物もしくは公共施設、またはこれらと一体となって都市景観を形成している土地その他の物件を都市景観資源として登録するもので、市長が登録を行うことができるということを、大阪市都市景観条例第１８条で定義しております。

続きまして、２、３、４に記載しておりますが、都市景観資源の対象物や考え方、登録にあたっての評価基準につきましては、これまで都市景観委員会や都市景観資源検討部会で審議の上、整理を行っていただいた内容を記載しております。

まず、都市景観資源の対象物ですが、建築物等、樹木等、公共施設とは具体的にどういふものが対象になるのかを記載しております。また、複合物や期間が限定的な物件についても対象とすることとしております。

次に、都市景観資源の考え方ですが、建築物群の考え方では、対象となる物件が特定できるものを対象としております。複合物の考え方では、それらが物件として特定できるものを都市景観資源の対象としております。三つ目に期間限定的な物件の考え方ですが、桜並木やライトアップされた橋など、期間が限定的な物件についても都市景観資源の対象とするとしております。四つ目の登録にあたっての評価基準につきましては、必須要件及び評価基準を定めております。

必須要件につきましては、資料に記載しております、①から⑥までの要件を全て満たすこととしております。一つ目としまして、市域内にあるもの。二つ目としまして、市民等が道路などの公共的な場所から容易に望見できること。三つ目としまして、物件が特定で

きること。四つ目としまして、建築単体については明らかに建築基準法に違反しているものではないこと。これにつきましては既存不適格を除くとしております。五つ目としまして、原則として区からの推薦があること。六つ目としまして、公共団体の所有する物件については処分等の方針が確定していないことを必須要件としております。

また、評価基準では、候補物件の個別カルテ等を客観的指標としまして、四つの評価基準をもとに都市景観資源としてふさわしいかどうかを総合的に審査することとしております。一つ目が認知性、二つ目が美観性、三つ目が地域性、四つ目が歴史・文化性という評価基準を定めております。都市景観資源ということでございますが、地域性や歴史・文化性についても考慮するという事になっております。

参考としまして、これまで実施した区の審議結果を示しております。

平成21年度の北区、旭区での登録に始まりまして、現在16の区で212件の都市景観資源が登録されております。

続きまして、資料1-2をご覧ください。都市景観資源の登録までの流れでございます。

まず、都市景観資源の一般募集を行い、区からの推薦を受けます。事務局で必須要件による整理を行い、都市景観委員会で現地調査を実施する物件について確認をしていただきます。これが、今回の委員会に該当するものでございます。

続きまして、委員会による現地調査を実施します。実際に見ていただくことで、評価基準であります、美観性を御確認いただくとともに、今回の現地調査につきましては、本日御出席いただいております、東淀川区の岸本課長に御案内、御説明いただきますが、地域性についても確認いただきたいと考えております。また、各物件の調書の補完として、各委員よりコメントをいただきます。都市景観委員会において最終的に審議いただき、登録物件の決定をしていきたいと考えております。

その後、事務局におきまして、所有者等の意向確認、登録の公告を行ってまいります。また、登録証交付式典などを実施し、都市景観資源の活用を図ってまいりたいと考えております。

資料1-1、1-2については以上でございます。

○澤木委員長

ありがとうございました。

都市景観資源の登録につきまして、資料1-1、それから、登録までの流れ、1-2に

ついて御説明いただきました。このあたりは、委員の先生方は昨年度も実施していただいているので、御理解いただいているのではないかと思います。続きまして、今年度の登録対象であります、東淀川区の都市景観資源候補について、区役所から御説明をよろしくお願ひします。

○岸本東淀川区企画調整課長

東淀川区役所総務課企画調整担当の岸本と申します。よろしくお願ひします。座って御説明させていただきます。

それでは、東淀川区役所より推薦させていただきました、都市景観資源候補について説明させていただきます。

まず、お手元の資料１－３をご覧くださいと思います。募集概要でございますが、募集期間といたしまして、昨年の１０月２１日から１１月２９日まで、当区のホームページ上で東淀川区の自慢できる情報を募集しますということで、約１カ月間募集させていただきました。募集結果といたしまして応募総数が３６件ございましたが、関連するものとして一部統合いたしまして、東淀川区より登録候補として最終的に３３件推薦させていただきました。それぞれの種類別内訳といたしまして、建築物が１２件、建築物群が１件、工作物２件、樹木及び並木が１件、モニュメント５件、公共施設が１２件でございます。

それでは、プロジェクターによりまして、推薦物件３３件を御紹介したいと思います。なお、時間の都合により簡単な説明とさせていただきます。また、資料１－４－１に、評価シートとして物件を一覧表に整理したもの、資料１－４－２で各物件の詳細を載せておりますので、あわせてご覧いただけたらと思います。

それでは、まず、１番目の神崎川でございます。神崎川に関連するものとして、水とみどりのふれあい広場、なにわ自転車道、新幹線との交差ということで三つの応募がございましたが、特徴のある水辺、神崎川として統合させていただきました。それぞれにつきまして、水とみどりのふれあい広場については都心につくられた水とみどりの空間として、なにわ自転車道につきましては自然を満喫しながらサイクリング、ジョギング、散策ができる空間として、新幹線との交差につきましては自然環境に対して大規模な人工構造物が横断するアンバランスな風景として推薦させていただきました。

なお、資料１－４－２の詳細の部分で、なにわ自転車道の紹介をさせていただいておりますが、この中で、赤川鉄橋と天然記念物のイタセンパラの生息するワンドという記載しておりますが、これにつきましては、いずれも自転車道を紹介する上での、神崎川では

なく淀川に関連するものです。また、赤川鉄橋の人道橋につきましては、おおさか東線の工事進捗によって、昨年の10月末をもって閉鎖されておりますので、あらかじめお断りさせていただきます。

次に2番目、中島大水道ですが、当区は川に囲まれた低湿地帯であるという地形的な歴史を知る上で、重要な情報源の顕彰碑がございます。周辺は小さな公園として整備されております。写真にはないんですが、区役所内に縮尺1万分の1の中島大水道復元模型を展示しております。

続いて、3番目。「あいかわ」と読むんですが、安威川と番田水路に挟まれた散歩道。土手を登りますと視界が開けて、春には川沿いのしだれ桜を楽しみながら散策ができます。写真にございますように、最近であまり見かけなくなった砂利道でございます。これは大阪府の事業ですけれども、大阪アドプト・リバー・プログラムという事業がございまして、地元の皆さんが川の育て親になって、河川の美化活動を行うという、地元活動をしている区域でもございます。

次、4番目、新幹線と阪急の交差でございます。恐らく1日のうちに何度か、新幹線と阪急電車が同時に見られる特徴的な場所だと思います。また、新幹線と阪急京都線が交差するまちとして地域広報紙のロゴマークにイラスト化されたものが掲載されており、地元の方に親しまれております。

次、5番目、信覚寺、春日神社、U邸の巨大な灯籠。これが上新庄にあるんですけれども、上新庄の古い趣のある家並みでございます。現在はマンションなどが建設されて、連檐した古い家並みとはなっておりませんが、神社やお寺が近くに存在して、古い、狭い道路に面して存在するU邸は長屋門や倉が配置されて、外構には写真にございますように、大きな灯籠が置かれるなど、特徴的なまちなみをつくり出しております。また、春日神社の楠の木は樹齢400年以上と言われております。

続きまして、6番、柴島浄水場空襲跡。空襲によって犠牲となった多数の人々の証人として、道行く人々に戦争の悲惨さを訴えている碑でございます。

続きまして、7番、長柄橋。写真にございますように、特徴のある構造と外観により、昼間はもとより、夜間にライトアップされた風景は広大な淀川に栄える光景となっております。

続きまして、8番、松山神社でございます。明治42年にほかの神社に合祀されていたものを、平成19年の地元民の復帰運動により再建された神社でございます。学校や公園

が隣接し、地元で愛されている神社であります。また、見事に反る流れづくりの本殿の屋根もすばらしく、これは阪急電車のPRではないですが、服部天神、長岡天神と並んで三天神めぐりの一つとなっているようでございます。

続きまして、9番、緑風橋でございます。デザイン化された照明柱や高欄が設けられ、夜間のライトアップされた風景は阪急電車からも楽しむことができます。

続きまして、10番、NTT西日本東淀川ビルでございます。オレンジ色と白色の塔がシンボリックであり、区内の大概の場所から見えることにより、方向に迷った人たちの手助けとなっております。

続きまして、11番、はなみずき通り。春に彩る花、秋に色づく葉が通りやまちに彩りを添え、上新庄のメインストリートとして愛されている通りであります。

続きまして、12番、瑞光寺と雪鯨橋。瑞光寺は聖徳太子の創建と伝えられており、境内には恐らく全国でもここだけと思われる鯨の骨でつくられた橋がございます。これにつきましては、東淀川区昔ばなし絵本というのがございまして、ここでも紹介されており、広く区民に親しまれているお寺であります。

続きまして、13番、菅原天満宮。ここもそうなんですけれど、境内には楠の木の大木があり、地元の神社として大変親しまれております。

続きまして、14番、国鉄DF50型ディーゼル機関車4号機。このDF50型の4号機という機関車は、全国に3台あるうちの1台でございます。この形式のディーゼル機関車の展示は恐らく全国でここだけあります。

続きまして、15番、行友家の楠の木でございます。この楠の木は市の保存樹として指定されており、人家の少ない昔は遠くからの目印となっていたようですが、現在はどこからでも見られるということはないませんが、間近で見るとその大きさに圧倒されます。

続きまして、16番、一柳家の土塀でございます。これについては、物件No. 2の、中島大水道の物件説明文にもありますように、これに関連する人物の屋敷の土塀として現在もあり、歴史や文化を感じさせる工作物であります。

続きまして、17番、覚明寺。阪急淡路駅方向から見える屋根の形が珍しく、先ほど、NTTの塔の話をさせていただいたんですけれども、遠くに見えるNTTの塔と並んで見える風景が変わっていると思います。

次、18番、せせらぎの遊歩道。昔あった小川や用水路が都市化とともに姿を消してしまいましたが、ここにせせらぎを備えた遊歩道として復活し、地域の皆様の憩いの場として

親しまれているところであります。

続きまして、19番、逆巻地藏。高さが1m60cmもありまして、満面に慈悲をたたえ、実に表情のよいお地藏さんで、これにつきましても、東淀川区昔ばなし絵本で紹介されておりまして、広く区民に愛されているお地藏さんであります。

次、20番、大隅神社。この神社は数多くの祭り事をやっております、大勢の人が訪れる、地域に愛された神社でございます。

続きまして、21番、大宮神社。聖徳太子の自画像が祀られておりまして、春には境内の桜が人々の目を楽しませてくれる神社であります。

続きまして、22番、淀川河川敷。ワンドや川べりに群生するヨシ原など変化のある自然環境に恵まれ、素晴らしい景観をつくっております。一方、公園やテニスコートなど人工的に整備された施設もありまして、多くの人たちに親しまれている河川敷であります。

続きまして、23番、豊里大橋。主桁を吊っているケーブルがシンボルとなっております。別にやじろべえ橋とも呼ばれておりまして、夜間にライトアップされた風景は広大な淀川とマッチした橋梁であります。

続きまして、24番、須賀森公園と楠の木。神社の跡地を地元の熱意で公園に姿を変えたところでもあります。大阪府の天然記念物に指定された樹齢600年を超える楠の木があり、緑豊かな公園として市民の憩いの場となっております。

続きまして、25番、延原倉庫内建造物でございます。重厚な壁が連続した風景に迫力を感じるとともに、隠れた戦争の遺物として広く周知できたらと考えております。1-4-2の調書に添付しております写真は外観の写真ですけれども、プロジェクターで今ご覧いただいている写真は、実は所有者にお願いしまして、改めて中へ入らせていただいて、撮影させていただいたものでございます。それを今、紹介させていただいております。

それから、26番、国鉄史上最大級の電気機関車EH10。東淡路公園内に展示されている国鉄史上最大級の電気機関車で、日本で実物が見られるのはここだけあります。

続きまして、27番。中島惣社。すごく広く大きな神社でありまして貫禄があります。境内には松尾芭蕉の句碑もあり、訪れる人も多い神社であります。

続きまして、28番、こぶし通り。区の花である、こぶしが通りに植えられており、こぶし通りの愛称で親しまれております。毎年秋にこの通りを使って区民祭りが開催されております。

続きまして、29番、かぶと公園。源平の合戦で敗れた平景清がこのあたりでかぶとを

脱いだということにちなんで、この名がついたと言われております。区画整理記念公園として整備されまして、「太陽の下、みどりとやすらぎ」と題する親子３人の像が設置されております。

３０番、江口橋。これも神崎川にかかる橋なんですけれども、なにわ自転車道は淀川から神崎川を通り西淀川区まで続いているんですけれども、このなにわ自転車道を淀川方面から神崎川に入り、初めて目にする橋であります。この橋は周辺の環境とマッチした非常にシンプルな形の橋であります。

続きまして、３１番、環境局の東淀工場。ごみ焼却場というネーミングからは想像できない周辺環境に配慮された建築物であります。写真には上まで載っておりませんが、地上、約１２０ｍの白い煙突がございまして、これも遠くから見えますので、ウォーキング中などの目印となっているようでございます。

続きまして、３２番、三千樋。淀川の改修工事に伴いまして、明治３０年に設けられた樋でございます。淀川右岸の田畑を潤す唯一の樋門でして、当区の地形的な歴史を知るための貴重な樋となっております。

続きまして、最後の３３番、江口の君堂。複層方形づくりの本堂が見事で、周辺を民家に囲まれた静寂な地域にあり、隠れたスポットとなっております。

以上、簡単でございますけれども、東淀川区から推薦させていただきました３３件の紹介を終わらせていただきます。

○澤木委員長

どうも、ありがとうございました。

ただいま、東淀川区役所の岸本課長より、都市景観資源候補について説明をいただきましたけれども、今回の候補３３件に関しまして、御質問、御意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

どうぞ、田中委員。

○田中委員

橋が幾つかあったんですけれども、土木学会で土木遺産みたいな指定をしていたことがあって、そのときに、景観も評価の一つだったんですが、構造的に珍しいとか、そういうところを評価して選定していたと思うんです。今回の橋については何かそういう特色はあるんでしょうか。

○岸本東淀川区企画調整課長

東淀川区では、今、委員がおっしゃったところまでは考えてないんですけれども、当区は川に囲まれた区でございますので、橋を挙げさせてもらおうかなと。菅原城北大橋という淀川にかかっている橋がございますが、これはもう既に登録されていると認識しておりますので、今回は挙げておりません。

○田中委員

わかりました。ありがとうございます。

○澤木委員長

そのほかの委員の方々から御質問ございますでしょうか。

先ほど、御説明で8番の松山神社、平成19年におっしゃったんですけれども、昭和でよろしいんでしょうね。資料1-4-2のNo. 8のページの説明文を読みますと、昭和になっていますので。

○岸本東淀川区企画調整課長

違いますね、昭和です。

○澤木委員長

これは、ホームページで募集されて36件の応募がありましたけれども、1番のところで御説明のあったような形で、三つを一つにまとめられたりして、件数が33件になったという理解でよろしいんでしょうか。区のほうで何か、応募があったけれども除外された、そういう物件はあるんですか。

○岸本東淀川区企画調整課長

神崎川の関係については、「水とみどりのふれあい広場」、「なにわ自転車道」、「神崎川と新幹線」の交差の三つを一つにさせていただきました。淀川については、自然環境、ワンドがある部分と、もう一つは、人工でつくられたテニスコートとかそういう施設を分けて応募があったんですが、これも淀川河川敷ということで括らせていただいた、そういうことでございます。

○澤木委員長

じゃ、区のほうで特に除外されたものはないということですか。

○岸本東淀川区企画調整課長

それはございません。

○澤木委員長

はい、わかりました。

そのほかの委員の方々から御質問よろしいでしょうか。

どうぞ、下村委員。

○下村委員

代表例として、２９番のかぶと公園とか、ほかにも公園が挙げられてるんですが、公園というのは都市公園っていう理解でよろしいですか。

公園という記載が幾つか見られます。都市公園というのは市の管轄されている対象物で公共施設であると思うんですけれども、それを幾つか対象に挙げられているという理解でよろしいんですね。

○岸本東淀川区企画調整課長

そうでございます。全て挙げておるのは都市公園でございます。

○下村委員

記載も、公園って書かれるよりは、街区公園とか種別を書かれるほうが適切かと思うんですけれども、いかがでしょうか。公園といってもたくさんありますので、都市公園と書くか、もう少し絞り込んで、街区公園って書かれるか。

○澤木委員長

おっしゃっているのは、説明文にということですか。

○下村委員

説明文にですね。

○澤木委員長

名称は、かぶと公園ならかぶと公園で別に。

○下村委員

かぶと公園ならかぶと公園で結構だと思うんですけれども、説明が、公園って言ってもいろいろあるので。

○澤木委員長

説明文に少し公園の種別を追加しておいていただければ。

○下村委員

入れていただければありがたいなと思います。

それと対象物が、公共施設の割り振りの中に公園は入っているという理解でよろしいんですね、１２件のうち。資料１－３に公共施設１２件って書いてあるんですけれども。

○澤木委員長

1－4－2の調書を、例えば、かぶと公園29番を見ていただくと、右上の対象物件の分類の欄に、公共施設のところに丸ついてますので。これを見ていただければおわかりになるのかなと。

○下村委員

ここに書いてるんですね。はい。

○澤木委員長

そのほか、よろしいでしょうか。

○下村委員

もう一つ。24番、須賀森公園と楠（くす）って書いてあるんですけど、これは正式には楠（くすのき）なんですね。

○岸本東淀川区企画調整課長

そうですね。楠（くすのき）でございます。

○澤木委員長

よろしいですか。

○下村委員

とりあえず、今のところは。

○澤木委員長

わかりました。よろしいでしょうか。

それで、ちょっと事務局のほうから、今の33件につきまして、必須要件の確認と今後のスケジュールについて、少し御説明をお願いしたいと思います。

○事務局

必須要件の確認に入る前に、先ほど、岸本課長から御説明がありました、菅原城北大橋の関係なんですけれども、これは、旧条例の景観形成指定物のときに登録されている物件で、平成15年4月に既に登録しているということで、補足で説明を入れさせていただきました。

それでは、続きまして、資料1－5により、必須要件により候補から除外する物件について確認してまいりたいと思います。

必須要件としまして、資料1－1でも確認させていただきましたが、市域にない、公共的な場所から容易に望見できない、物件が特定できない、明らかに建築基準法に違反している、区からの推薦がない、公共団体の所有する物件について処分等の方針が確定してい

る、といった六つの必須要件ございますが、以上の条件につきまして、事務局で整理しましたところ、物件番号の３２番、三千樋につきまして、道路から少し奥まったところであり、対象物件を容易に望見することができないため、必須要件の２番目、公共的な場所から容易に望見できないといったものに該当するため、候補から除外してきたいというふうに考えております。

また、物件番号１４番の国鉄ＤＦ５０型ディーゼル機関車４号機についてですが、対象物である機関車自体の全体を見ることは困難で、収納されているシェルターまでは近寄れるのですが、必須要件の２に該当すると言い切れないため、委員会の現地調査にて判断いただきたいと考えております。

続きまして、物件番号２５の延原倉庫内建造物についてですけれども、延原倉庫の敷地内にあり、入り口からもほとんど、候補の中身は見えないんです。普段は営業されていてかなり車両が行き来するというので、通常は望見できないんですけれども、見学会等を開催されているということと、あと、９月１７日に２回目になりますけれども、現地調査でここを回ることになるんですが、その時には中も見せていただけると確認しておりますので、こちらについても委員会の現地調査にて判断いただきたいなということで、除外等はしておりません。

その他の物件につきましては、資料が前後し申し訳ないんですが、資料１－４－１に必須要件の○×とか、そういったものをまとめて整理させていただいておりますが、必須要件による除外物件はございませんでした。

つきましては、推薦物件３３件のうち物件番号３２を除く、３２件を審査対象としていただきたいというふうに考えております。

○澤木委員長

スケジュールにいく前に、ここで議論しましょうか。

今、事務局で下見とかをしていただきまして、３２番の三千樋が必須要件２番の公共的な場所から容易に望見できないというあたりで、除外になるんじゃないかっていう御指摘があったんですけれども、この３件について岸本課長からコメントございますでしょうか。応援演説というか。

○岸本東淀川区企画調整課長

三千樋につきましては、写真でもご覧いただいたと思うんですが、確かに、あまり人通りがないところでございますし、よほど知っておられる方が探していかないとわからない

のかなというのがあります。近くに、淀川や江口の君堂がございますので、近くということで推薦された方もおられたと思うんですけど見えにくいのは確かでございます。だから、要件的に除外ということになれば、やむを得ないというふうに思っております。

○澤木委員長

我々はちょっと現地に行っていないのでよくわからないんですけども、公共的な場所から見えるかどうかという話なので、周りに、公共的な場所が近くはないということでしょうかね。

○岸本東淀川区企画調整課長

常時、人が通行できるようなところではないんです。

○澤木委員長

私道みたいな。

○岸本東淀川区企画調整課長

いや、道路があるんですけども、どんと土手に当たりますので、一般の通行人が通ってどこかへ行くというところではございませんので。樋というところは、そういうところにしかないのかもしれませんが、地形的には、人目にはつきにくいのは確かでございます。

○澤木委員長

ただ、必須要件は割と物理的なことを言っていますので、あまり、人に知られていなくても、そこにアプローチできて公共的な場所から見えるのであれば、景観対象にはなると思うんです。

○事務局

三千樋がある所が、認定道路からは入っていけないということで、土手の中から、あぜ道というか砂利道をずっと下りて行けば入れるんですけども。

○澤木委員長

私有地みたいなところを通らないといけない。

○事務局

そうですね、そういったところに入っていくということで、そこが公共的な場所かと言われるとちょっとクエスチョンなところもありまして、入って中には行けるんですけども、公共的な場所からは見れないということで外しています。

○澤木委員長

なるほど、わかりました。

○事務局

現場を見たら、今、説明したような感じなんですけれども、もし、良ければ現地調査のときに、委員長の御意見もありましたので、見ていただいた上でということもありかなと思っているんですけれど。

○岩田委員

よろしいですか。容易に望見することができないという理由がちょっと安易な理由なので、もう少し他の理由でないと、物件としてはすごく価値の高いものじゃないかなと。それと、今の状態だと少し整備状況が悪いなというのはあるので、こういう理由にしてみようと何か未来永劫認定されない危険性が出てくるので、そこをもう少し表現を変えて認定できないのであれば納得できるところがあるのかなと思うんですけれど。この表現のままでは認定できないというのは気の毒じゃないかな、もったいないなって、そんな感じです。

○澤木委員長

ちょっと不確定なところが含まれているので、候補としては入れておいて、現地調査で判断していただくという方が妥当かなと。我々の手間が少し増えるだけという話ですので。ほかの2件も、事務局側は三角で外し切れないというあたりですけれども、こういう点に注意して現地調査を見ていただくということで候補には含めておいてよろしいでしょうか。

この延原倉庫ですかね、この建物のものも、先ほどスライドで見せていただいた写真だと右下に、道路から見ている、煉瓦、ブロックみたいなものですよね。その壁の反対側、外側。

○岸本東淀川区企画調整課長

外壁でございます。その上の写真が、中側。

○澤木委員長

中側で、これは一体のものなんですね。

○岸本東淀川区企画調整課長

そうです。

○澤木委員長

そういうことであれば、上の写真の様子は中に入らないと見えないんですけれど、下の写真は外から見えるわけですね。

○事務局

今、画面で映っております、左上の部分がちょうど入り口から見える雰囲気ですので、大分敷地の奥側に建物があります。

○澤木委員長

右下の写真の左側のガードレールのある道路は、これは公道ではない。

○事務局

敷地内の通路です。

○澤木委員長

敷地内の通路ですか。そういうことですね。

○事務局

はい。ものすごく広大な敷地で、甲子園4個分ぐらいの大きさがある倉庫だということで、かなり広いので中に入らないと見えない感じです。

○澤木委員長

わかりました。

そのほか、委員の先生方から何か御質問、コメントございますでしょうか。

○下村委員

一つだけ。

○澤木委員長

どうぞ、下村委員。

○下村委員

ちょっと、言おうかどうか悩んでいるところもあるんですけども、私もワンドの風景、非常に好きな風景なんですけれど、イタセンパラが生息すると何回も書いてあるんですけど、今、ここ数年発見されてないんですけれど、大丈夫ですか。

○岸本東淀川区企画調整課長

水道記念館に何匹かいたようでございますけれども、あそこも閉鎖される関係で、ひょっとしたら今、委員がおっしゃるように、自然の中にイタセンパラが生息しているかは、確実ではありません。

○下村委員

生息していたという環境が、非常にいい環境でワンドというのがずっと売りになっていたんですけど、ここ何年も発見されてないという報告ばかり見るものですから。

○澤木委員長

それは確かだと思います。今、書いているのは、資料１－４－２の１番のところですね。１番の物件説明文５行目の真ん中辺の右側に天然記念物のイタセンパラという記述があるんですけども、これは口頭でも訂正されてはいたのですが、神崎川の話じゃなくて淀川の話ということですね。２２番の淀川のところにはイタセンパラは書いてないと思いますが。この辺、事実即して訂正していただければと思いますけれども。イタセンパラ、今、おっしゃった水道何館でしたっけ。

○岸本東淀川区企画調整課長

記念館。

○澤木委員長

そこに一応、遺伝子的には生きた生態として継承されてはいるんですけども、実際の場所では見つかっていないということですね。ただ、ワンドはほかの水生生物にとっては貴重な場所になっているのではないかと。天然記念物自身のその１種は出てこないというか。これは冬に干上がるような場所に住む魚らしくて、卵を貝の中に産んで、その貝自身が干上がった土地でも地面の下にいて、それが洪水とかでまた水に浸かると、貝がまた息を吹き返してとなったときに、中から稚魚が出てきて孵化するという、そういうサイクルを持っているらしくて、淀川の大川の堰とかつくってしまって、氾濫しないようにしてしまっているの、そういうものが生態に大きな影響を与えているという話を、私、万博公園の委員会で専門の方から聞いたことがございまして、そういった意味で、今後なかなか見つかるのも難しいかもしれないといっているんだと思いますけれども。個体としてはそういうところで人工的に遺伝子を保っているという話を聞きました。いつか、そういうのが、環境が戻ればまた自然に返すというようなこともされるのかもしれませんが。

ちょっと脱線しましたけれども、一応、現地調査の候補としまして、今日の段階では、３３件、全て対象物件にしておくということでよろしゅうございますでしょうか。

では、よろしくお願いいたします。

では、そのスケジュールにつきまして、御説明お願いいたします。

○事務局

最後になりますが、都市景観資源のスケジュールについて説明させていただきます。

三段書きになっておりまして、上段が委員会の関係、中段で今年度登録を予定しております、東淀川区の予定。一番下の段に今年度募集を行う３区のスケジュールを記載させていただいております。東淀川区の登録のスケジュールですけれども、昨年１０月に募集い

たいただきまして、3月3日に推薦いただきました。今回の委員会で現地調査する物件ということで、33件とも全て調査することを確認していただきましたので、今後、9月8日、9月17日の2回に分けて現地調査を実施していきたいと思っております。現地調査に参加いただいた委員の方から調査物件ごとに評価コメントをいただきまして、次回、秋頃を予定しておりますけれども、次回の委員会で投票により登録物件の決定をしまいたいと考えております。その後、所有者等の意向確認を行った上で、登録の手続きを行ってまいりたいと考えております。

また、今年度募集の3区ですが、生野区が、もう既に募集を始めておりまして、8月1日から9月1日、そろそろ募集期間が終わるんですけども、現時点で22件ほど応募があったと聞いております。淀川区につきましては、来月9月1日から10月31日の2カ月をかけて募集されると聞いております。阿倍野区につきましては、10月の上旬から11月にかけて募集されるということになっておりますので、この3区につきましても、区からの推薦を受けましたら同様の手順に基づきまして、委員会のほうに諮ってまいりたいと考えております。

都市景観資源のほうの説明は以上でございます。

○澤木委員長

ありがとうございました。

この東淀川区の都市景観資源につきましては、御説明ありましたように9月8日と17日、2回に分けて現地調査を行っていただいて、評価をいただくということになっております。もう全員の委員の方々から御出欠の御都合の返事とはとられたんでしょうか。

○事務局

いただいています。

○澤木委員長

多分、各回とも5名以上の委員の方に参加いただけるんでしょうか。

○事務局

ちょっとまだ二、三名、返事をいただいてない方もいらっしゃるんですが、今の段階で5名5名の出席の返事をいただいております。

○澤木委員長

わかりました。

御足労おかけしますけれども、よろしくお願いいたしますと思います。

それを受けまして、10月末、これから日程調整ですけれども、第41回の都市景観委員会において登録物件の決定をしていただくと、そういう流れになります。それから、並行して生野区と淀川区と阿倍野区で、今年度募集が始まっております、これは来年度だと思いますけれども、たくさんの物件を現地調査に行って審査をいただくことになると思います。

以上、このスケジュールにつきまして、御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

そうしましたら、推薦物件33件を一応、審査対象物件とさせていただいて、9月8日、17日に現地調査に行ってくださいと。そういうことにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初のほうの議題の、都市景観資源の登録につきましては、以上で終わりにさせていただきます、次に、報告事項のほうに移りたいと思います。

これは、建築美観誘導路線におけるデジタルサイネージのあり方についてということでございまして、大阪市の取りまとめ案及びパブリックコメントの実施結果等々について、御報告をいただきます。

事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局

都市景観担当課長代理、中西と申します。座って御説明させていただきます。それでは、資料2-1及び資料2-2について、御報告させていただきます。

資料2-1につきましては、昨年度5回にわたり御議論いただき、取りまとめいただきました、デザイン性の高い広告物によるまちなみの魅力向上に向けた検討の取りまとめにつきまして、今年度に入って大阪市案としてまとめ直し、パブリックコメントを実施したものでございます。それから、資料2-2につきましては、パブリックコメントでの御意見及び都市景観委員の一部先生方ですとか、専門の先生へのヒアリング等を踏まえまして、現在制度設計に向けて作成中の要綱案の骨子でございます。

では、資料2-1につきまして、昨年度の委員会取りまとめから大阪市案にまとめ直す際に、明確にするために表現の追加等を行いました部分について、御説明させていただきます。まず、36ページをご覧ください。

協議基準のイメージの表がございます。表の二つ目、設置位置、大きさ、形態・意匠の基準の低層部に設置する場合ですけれども、委員会取りまとめでは、3から5㎡程度とな

っておりましたが、基準を明確にするために、大阪市案では5㎡以下とさせていただきます。また、小規模な建物への設置を想定しまして、外壁面積に対する設置面積の割合を10分の1以下と明記いたしました。

次に、下のほうにいていただきまして、コンテンツの基準としまして、委員会の取りまとめの前提である、まちの魅力向上に資するデザイン性の高いものとするという項目を基準の先頭にもってきております。また、委員会の取りまとめでは、観光情報やニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性、安全性を高める各種情報を提供するとなっておりますが、大阪市案では、その割合を4分の1を超えることと明記しましたほか、まちの魅力を向上させる映像等を加えてもよいとさせていただきます。その他、一番下のポツですけれども、風俗営業に該当する広告物の掲出を認めないとしております。

以上の表現等の追加を行った上で、本年6月30日から7月31日にかけて、パブリックコメントを実施し、その結果、4通の御意見をいただきました。

主な御意見を御報告させていただきますと、デジタルサイネージはまちの雰囲気を高める効果があり、まちの魅力を高めるツールになるといったものですとか、あと、御堂筋沿いの淀屋橋から本町間にある店舗の窓の内側に設置されているデジタルサイネージは、なぜ認められているのかといったものですとか、これ以上、広告を増やしても魅力向上にならない、あるいは、要綱の改正では全く効果がないといったものでございました。

こうしたパブリックコメントでの御意見ですとか、先生方への、その後のヒアリングを踏まえまして、資料2-2をご覧くださいなんですけれども、現在、制度設計をしております要綱（案）の骨子の御説明をさせていただきます。

まず、上の黒四角ですけれども、現状の建築美観誘導事前協議要領の設置基準の表がございまして、その欄外に、ただし書きを加えまして、別途定める要綱によることができるとしております。ただし書きの内容ですけれども、四角囲みの内容となっております。掲出期間が1カ月以内の一時広告、または、四ツ橋筋・御堂筋の大阪駅前から国道2号までの区間及び御堂筋の難波駅から道頓堀北詰までの区間において、デジタルサイネージを設置する場合は、別途定める建築美観誘導路線におけるデジタルサイネージ等設置要綱によることができるという形としております。

そして、そのデジタルサイネージ等設置要綱（案）の制定についてということで、二つ目の黒四角で、概要を説明させていただいております。まず、一番下の表になりますけれども、モデル区間ということで、先ほど申し上げました区間について、対象となる区域を

住居表示で明記しております。

次に、2 ページ目にいただきまして、デジタルサイネージ設置基準についての表をご覧くださいと思います。まず、一番上の前提条件ですけれども、デザイン性につきましては、形態、意匠、色彩、明るさ、コンテンツの全てに関わってくるものでございますので、表の一番上の前提条件に、にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする明記させていただいております。

次に、その下の欄ですけれども、設置位置、大きさ、形態・意匠の基準の右側の中層部に設置する場合ですけれども、原則、高さ3.1m以下とし、当該建築物における低層部の範囲を除くというふうに具体的に定義をさせていただいております。

次に、その下の欄ですけれども、周辺への影響を抑えるための基準ということで、一つ目のチョボと二つ目のチョボですね。まちなみを阻害しない色彩ですとか、まぶし過ぎない明るさについて、基準をより具体的な表現とするために※2、※3の補足を設けさせていただいております。※2は、彩度差の高いものや補色に当たるものを使用せず、落ちついた色や中間色を推奨するですとか、※3、夜間においては周辺状況に配慮するといったものを補足させていただきまして、こちらの求める姿を、より相手に伝わるような文言を追加いたしました。

次に、下の欄のコンテンツの基準ですけれども、一番上のデザイン性の高いものとするに、※4の補足を追加いたしまして、デザイン性が重要ですので、原則文字のみの広告物は認めないと明確にしております。

また、昨年度の委員会でいろいろ御議論いただきました、設置位置の基準に設けておりました交通安全を阻害しない設置位置とするの項目につきましては、その後、関係者との協議の結果、今回の要綱の基準とするのではなく、本市との協議において、交通管理者の協議を誘導するような仕組みといたしました。

次、3 ページをご覧くださいなんですけれども、設置協議の手続フローを示しております。左側が事業者、右側が大阪市となっております、当初、設置される場合、事業者から申出書を受理しまして、設置基準に照らし合わせて計画内容が適合しているかどうかを協議していきます。その際、デザイン性やまちなみを阻害しない色ですとか、まぶし過ぎない明るさ等につきましては、建築美観誘導デザイン会議と称します第三者組織の意見を聞きながら、本市と個別協議により進めていくことにいたします。いただいた意見を見解通知書という形で事業者へ通知いたしまして、事業者から回答書を提出、受理し、問題が

なければ協議の成立という形で進めていくと。もし、問題がある場合は、もう一度、協議申出書を出していただいて、同じ流れに沿ってやっていくという形にしております。問題がなく成立した場合、その他の申請手続を進めて、工事をしていただきます。あと、工事完了報告を受けた後は、実際、周辺状況に対するまぶしさですとか夜間の見え方等を確認させていただくために、工事完了報告を受理した後に、完了検査ということで、再度、建築美観誘導デザイン会議の先生方と一緒に現地検査を、必要に応じてさせていただきます。問題があれば、その場で輝度の調整等の是正ができるような形で回していきたいと考えております。

次に、4ページをご覧くださいと思います。運用開始後の手続フローを示しております。運用を開始して、次年度に事業者のほうが続実施をしていきたいという場合は、毎年2月上旬にまとめて当年度の実施報告書を提出いただきます。そして、受理したものを、建築美観誘導デザイン会議にまとめて諮りまして、まとめて御意見を頂戴します。その意見を見解通知書という形で、事業者に通知しまして、それを踏まえる形で事業計画書を作成して新年度の運用開始をしていただくという形にしております。受理した回答書がもし問題があるようでしたら、必要に応じて現地調査をして、問題がある場合は指導していきたいと考えております。

下のほうにいただいてまして、コンテンツ等の大幅な変更が生じた場合は、変更協議申出書を提出いただきまして、こちらにも必要に応じて、建築美観誘導デザイン会議に諮り、御意見をいただきながら、問題がなければ変更協議の成立という形で進めていきたいと考えております。

最後に、5ページをご覧くださいんですが、一時広告の基準を示しております。こちらにつきましては、委員会取りまとめから追加した項目、一番下の風俗営業に該当する広告物を認めない旨の項目を追加した以外は、内容の変更等はございません。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○澤木委員長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から建築美観誘導路線におけるデジタルサイネージ等のあり方についての御説明がありましたけれども、委員の皆様から御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

高崎委員、どうぞ。

○高崎委員

聞き逃したのかもしれないんですが、交通安全に配慮した部分は別途審査をされるってところが、フローの中のどこですのかというのをもう一度教えていただけますか。

○事務局

協議申出書の中に、交通管理者と既に協議をしたかどうかを、チェックできる項目を設けまして、もし、まだしていないということであればしてくださいという形で誘導させていただこうと思っております。ですので、一番最初の申出書の中です。

○高崎委員

わかりました、ありがとうございます。

○澤木委員長

その他、いかがでしょうか。

田中委員、どうぞ。

○田中委員

設置された後に、周辺の、例えば、事業所ビルとかがあったりすると、光が窓に反射してうるさいとか、そういう苦情があった場合はどういうふうな手続で、受け付けるなりされるのでしょうか。

○事務局

一応、問題があった場合、要綱の中で調査及び指導という項目を設けておりまして、設置基準に適合しないとかいった場合に、事業者に指導を行うという形で考えております。

○田中委員

もし可能なら、一般の人にとっては、それが許可されているものなのか、勝手に出しているものなのかがわからないので、例えば、市のホームページに、ここは許可されたとか、何かそういうのを公表していただくと、はっきりしていいかなと思うんですけど、そういうことはお考えでしょうか。

○事務局

美観誘導路線について今回認めていくという形でして、美観誘導路線以外には、既にデジタルサイネージが設置されていますので、特別、美観誘導路線だから改めて公表するというのは、今のところ考えてはおりません。

○田中委員

そうですね、大部分はちゃんと指導等を受けて掲出されていると思うんですけども、

そういう制度を理解していない事業者とかが、事例を見て勝手にやるということあるかなっていうのを危惧しているので、これが運用されて、しばらくたって、何かもしあれば、また検討していただけたらと思います。

○澤木委員長

そのほかいかがでしょうか。

岩田委員、お願いします。

○岩田委員

今、田中委員がおっしゃったようなことと、同じようなことを考えてまして、要は、周辺の方が非常に影響を受けるというか、歩いて見てる方が影響を受けるので、その方たちの声を受け取るような、苦情を受け取るような窓口があればいいのかなと思うんですけども、ありますでしょうか。

○事務局

美観誘導路線におけるデジタルサイネージにつきましては、我々が担当になりますので、もちろん問題がある場合は我々で、例えば、調査を行って報告書を出させるとか、そういった対応はさせていただこうと考えております。

○事務局

許可しているかどうか公表すべきかという話をしますと、これは一応、行政指導という形でやっている所以制度的な限界とか、そういうところは正直あります。許可を与えていますと公表するのは、許可をもらっていたら何をやってもいいのかっていうところもありますので、そこは結構微妙なところがあるなど。少なくとも法に違反するというものではないので、例えば、条例で定めて、違反していると氏名公表とか、そういうのがあるんですけども、なかなかそこまではちょっといき難いなというところはあります。

ただ、先ほど、課長代理が説明しましたように、毎年毎年、一応、検証するような仕組みは設けていこうと思っておりますので、その中で対応していければと、今のところ思っているところです。いずれにしても、これは初めての制度ですので、若干、試行錯誤はあろうかと思っておりますので、まずはやってみて、より効果的な、少なくともまちをおかしくないような、そういう対策というのはとっていく必要があると思っております。

○澤木委員長

そのほかいかがでしょうか。

ちょっと、私からもいいですか。コンテンツの基準に照らして見ていくあたりの話なん

ですけれども、今、御説明いただいたフローですと、一旦申出が出されて、それが受理されて運用開始されると、2月、3月、次の年度にまた更新されるまでは、何も届出がないのでは。

要するに、コンテンツというのは、どういうレベルまで申出書に書かれて、デザイン会議でどのレベルまで見られているのか。コンテンツって1年近く同じものをだらだら流されても多分、見ているほうも飽きてしまいますし、効果もなくなると思うので、割と頻繁に変えられていくのかなと思うんです、定期的というか。いろんな種類があって順番を変えたりして出されるのかもしれませんが。申出書の段階でその年度に放映されるというか、上映されるようなコンテンツ全てが事前に出てきて、それを見られるのか、それとも、ある程度、基準の範囲内であれば、事業者のほうで自己判断でマイナーチェンジをされて、コンテンツ変えていくようなことができるのかとか。その辺の仕組みがわからなかったなので、教えていただければと思います。

○事務局

ちょっと補足説明しますと、この間、制度設計するにあたって、実際事業をしている方にも、ヒアリングをしながら制度設計をやっています。その中でも、今、先生がおっしゃっていただいたように、最初の段階から1年間通じて、これだけ流しますっていうのは、なかなか決まらなと聞いています。ですので、当初、協議の申出のときに、例えば、3カ月程度、こういうコンテンツを流すということが見えていれば、その3カ月分について、今回の基準のところ、そういう基準に対してどうかみたいなことを協議して、その上で、こういう点についてはどうかという見解通知書を出すので、そこから、3カ月後から変えていく範囲のときには、当初我々が3カ月分で指導した輝度とか彩度とか考え方をある程度踏襲していただいて、例えば、3カ月としたら、後の部分については、それを踏まえてやっていっていただく形になるかなと思います。ただ、後の部分が何が流れていたかというチェックができてないことになるので、それを年度の終わりの2月ぐらいに、4月から、例えば、4、5、6やって、7、8、9、1年間こういうのが出てましたというのを、最後実施報告を出していただいて、当初の、我々の見解に対してどうしたかというのをチェックさせていただいた上で、次年度はそれを踏まえて、改善すべきところは改善していただくというようなルーチンを組んでいこうかなと思っています。

○澤木委員長

最初の申出書は、「書」って書いてあるから書面だけなんですけれど、これは実際、デ

ザイン会議には、映像のコンテンツを。

○事務局

映像を流しながらやろうかと。

○澤木委員長

流していただいて見るというような形で、当然、そのコンテンツには動画も含まれているという。

○事務局

動画も含めて。

○澤木委員長

そちらのほうが多いのかもしれませんが。そういう場合、いろいろ風景とか、映り込みとかがあるものが流れると思うんですけれども、輝度、彩度あたりを厳密に規定するのは難しいですね。ある一瞬だけ太陽の光が入って輝度が上がるとか、いろんなものが流れる可能性がありますよね。

○事務局

ですので、こういうスクリーン上で流して見るものと、実際、現場に設置されたときの見え方も周辺の状況によって変わってくるかなと思っているので、説明もさせていただいたかと思うんですけれども、工事の後、完了報告を受けたときに実際に現場に行って、周辺とどうなのかといったことを必要な場合は再度見させていただきます。

○澤木委員長

いろんなコンテンツを用意していれば、それを全部一応、流していただいて、完了検査で見てみるというような。そのようなことをするということですか。

○事務局

そういう仕組みを考えています。

○澤木委員長

どうぞ、嘉名委員。

○嘉名委員長代理

二つありまして、一つは、今の話ともちょっと関係するんですけれど、中層部のほうですが、前提条件のところで、地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られていることという、この文章というのは、もともとは、もう既にエリアマネジメント組織があって、そこで、チェックしていることみたいな意味だったと思うんですけれど、それでいい

んですか。つまり、グランフロントみたいに、ちゃんと内部にデザインの審査委員会みたいなものあって、コンテンツチェックしていて、そういう仕組みの中でやっている。だから、そこで一応チェックはあって、市の方でももちろんやるんだけど、基本的には地域でコントロールされているという前提で運用すると、そういう理解でいいんですよね。

○事務局

はい。

○嘉名委員長代理

わかりました。それと、もう一つが、これはまだこれからなのかなという気もするんですが、低層部の定義を決めていましたかということです。今回は骨子ということなので、低層部に設置する場合、中層部に設置する場合という考え方は、これで私もいいとは思いますが、よくよく考えてみると低層部は5㎡で中層部100㎡、20倍の規模の違いがあると。でも、ある一線でそれが引かれると。だから、どこに線を引くかっていうのは、かなり重要な問題かなと思うのですが、例えば、渋谷駅の最近の改修事業とか見ていると、どこが1階で、どこが低層部っていうのを定義づけるのは難しい。特に、駅前のところなんかはとても難しいというのが実態かなという気がしますので、そこはどうなんですか。今回、モデル地区ということなので、そのモデル地区の中で相当厳密に検討することなのか、あるいは、場所ごとに設定するということもあるのかもしれませんが、まだきっちり決めてなかったんでしたっけ。

○事務局

そこを我々も制度設計を進めている中で、実はいろいろ思案といいますか、どうしようかなと、悩んでいるところもあります。昨年度いろいろ御議論いただいたときに、やっぱり高いところになると、遠景に対してかなり影響が出るので、中景なりの視点場を踏まえて、中層部ぐらいまでに抑えるべきというのが基本的な考え方かなと思っています。中層部ということはどう位置づけるかというときに、歩行者目線なり、ある程度広がり考えたときに、人の見える目線が100尺の31mという考え方があるので、基本はその付近までにしてほしいなと。中層部につける場合だったら31mぐらいまでにしてほしいというのが、まず、考え方としてはあります。ただ、先生がおっしゃっていただいたみたいに、ビルによってどこまでが低層かというのがわからないときに、例えば、一つのやり方として、中層部は31m以下で低層部は除くと定義したときに、その低層部を1階とした

ら、2階から上には制度的には100㎡のものが設置できる形になってしまうんですね。事業的には、なかなか2階の部分に設置することは、効果を踏まえるとあまり想定できないと思うんですけど、制度的には可能ということになるので、中層部の定義というところで悩んでいます。

低層部については、この間の議論から言うと、歩いている人の目線ということなので、基本は1階部分がまず中心になるのかなと思うんですけども、ただ、場所によっては、場所の雰囲気とか、その周辺の状況によっては、例えば、2層部分に対しての需要もあり得るのかなとも思っていて、その辺、低層を1階に限定するのか、2層まで場所性も考えながらやるのかということをもまず一つ決めないといけないという点と、中層部の定義づけを、本来31mぐらいまでに抑えたいんですけど、低層部を除くとした場合に、低層部との関係をどう整理するかという点について、検討を今後進めたいなと思っています。

○事務局

まさに、お尋ねの点は我々も議論をずっとしてきたんです。今の案ですと、先ほど、嘉名先生からもございました、場所によって低層部の定義を変えるということもありかなというふうに思っています。と言いますのは、この中層部に対して地域独自のルールをつくってくださいということになっているわけです。それが、場所によっては厳しいルールであったり、少し、あくまでも相対的な話ですけども、緩いルールであったりということがあるかもしれません。それによって、低層部をどこまで定義するかによっても随分、結果が違ってくるのかなというふうなことも思っておりまして、低層部の定義については、もう少し勉強させていただければなと思っていますところですよ。

○嘉名委員長代理

ぜひ、そうしていただけたらと思います。特に、デッキが架かるようなところでしょうか。あるいは、今、梅田の交差点のところにも歩道橋みたいなやつがありますけれど、ああいうものの扱いで、多分、低層部と中層部の扱いを考えておかないと、すぐ真横を通るのに100㎡のものが設置されているみたいなことが起こり得るので、そういうのを念頭に置きながら、御検討いただけたらなと思います。

○澤木委員長

そのほか。下村先生お願いします。

○下村委員

2ページにサイネージの設置基準が書かれていまして、今も低層部というお話がありま

したが、ここの箱の中の設置位置、大きさ、形態・意匠の基準の下のところに対象区間に面しない外壁面への設置は不可と書いてあるんですけど、この対象区間の中の交差点部分の隅切りしてある、例えば、東西軸道路からいうと、45度に入ってくる壁面は対象に当たるんですか。道路からいうと見えないことはないと思うんですけど、交差点までは入れておいたほうがよさそうな気はするんですけど。実際に運用するとなれば、その部分が出てきたときにどうしようかっていうことになるかと思いますが、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

あと1点、これは確認だけなんですけど、例えば、1層とか2層部分のみセットバックされているような、特に、公開空地指定施設でかなり広くセットバックされているようなところの壁、ファサードの部分に出てくる、これは面しているという理解でよろしいんですね。これは多分大丈夫だと思うんですけど。

先ほどちょっと隅切りの角度が出てきたときの対応だけちょっとお考えがあれば教えてくださいたいと思います。

○事務局

隅切りがあるなしにかかわらず、道路に面しているところはオーケーです。ただ、横の建物に面して設置されると、横の建物に影響を及ぼしますので、そういう意味で、あくまでも道路に面している面だけですという考えで、これは委員会取りまとめから考え方は変わっていないんですけども、そういうふうに理解をしております。

それから、セットバックが。

○下村委員

ちょっと待ってください。斜めに出てきた場合どうされますか。

建物が、交差点ですので、この辺、隅切りされている場合ですね。

○澤木委員長

道路に面しているけれども、壁が45度向いていたりとかという場合ですね。

○下村委員

入れたらいいと思うんですけど。

○事務局

一応、それは道路から見えるということで、一般の広告物もそうなんですけれども、対象にさせていただきます。

セットバックについてですけども、今回対象とするモデル区間、実際に歩いたんです

けれども、そんなにセットバックされているところはなかったので、問題ないと思うんですけれども、仮にセットバックされていても、道路に面しているのであれば対象と考えております。

○下村委員

ちょっと南のほうの商業施設でセットバックして、広範囲でやられているところが一、二ヶ所あると思うんですけれど。

○事務局

南は、道頓堀北詰付近で、一部セットバックしているのはスポーツ用品店のところですよ。

○下村委員

そうですね、はい。結構です。

○澤木委員長

そのほか、御意見等いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、以上で本日予定しておりました議事及び報告が終了ということになりますので、今回いただきました、特に後半の報告のところでいただきました御質疑あるいは意見等々は今後の要綱の策定、あるいは、実際の運用に際して、まだ検討いただく事項も含まれていたと思いますけれども、活かしていただけたらと思います。

景観資源調査のほうは33件について、今後、現地調査をお願いいたしますので、昨年よりは涼しい時期になっていると思うんですが、去年はもう8月の頭ぐらいの猛暑の頃でしたけれども、今年は今もちょっと涼しいぐらいですが、今後少し平年より気温は高くなるっていう予報もありますけれど、そんなにひどい残暑じゃないと思いますので、ぜひ、御協力よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局

どうも、長い間ありがとうございます。

本日、いただきました意見、特に、サイネージにつきましては、今後詳細な制度設計を深めていきたいと思っておりますので、今日いただきました意見を踏まえながら、進めていきたいと思ひます。

また、繰り返しになりますけれども、現地調査、9月8日月曜日、こちらが13時30分から16時30分まで予定しております。また、9月17日水曜日、こちらは朝になり

ますけれども、9時半からということで、既に、御案内をさせていただいていると思いますが、まだ、何名か御返事いただいてない方もいらっしゃいますので、また、御返事いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

本日は長時間、熱心な御議論、また貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。これを持ちまして、本日の都市景観委員会については閉会とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。